

| 種 類 | 項目 | | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
|----------|-----|-----|--|------------------|-------------------------------|
| | 処理後 | 処理前 | 通 常 最 大 | 通 常 最 大 | |
| 活性汚泥処理施設 | 処理後 | 〃 | 七 | 八、六 | 〃 |
| | 処理前 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 中和沈殿処理施設 | 処理後 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 処理前 | 〃 | 〃 | 〃 | |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類 | 構 造 | 能 力 (t/日) | 処 理 の 方 式 | 使 用 時 間 隔 間 | 概 節 的 変 動 の 要 求 | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 使 用 開 始 予 定 年 月 日 |
|----------|---------|-----------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------|---|---|---|
| 活性汚泥処理施設 | コンクリート製 | 一、五〇〇 | 活性汚泥 | 連続 | 二四時間 | 概節的変動なし | (既) | (設) |
| 中和沈殿処理施設 | 〃 | 五〇、〇〇〇 | 中和・沈殿 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
|--------|--|------------------|-------------------------------|
| | 通 常 最 大 | 通 常 最 大 | |
| 四六一イ | 八、六 | 九、五〇〇 | 一三・九 |
| 七 | 〃 | 〃 | 〃 |

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| | | | | | | | | | |
|---|------|------|-------------|--------------|-------------|---|---|------|------|
| 備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。 | 四六一イ | 一三・九 | 令和七、 一、六 | 令和七、 三、三一 | 令和七、 四、一 | 断 | 続 | 一八時間 | 変動なし |
|---|------|------|-------------|--------------|-------------|---|---|------|------|

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| No. 3 排水口 | No. 2 排水口 | No. 1 排水口 | 排水の汚染状態の値 | | | 排水の一日当たりの量 (m ³) | |
|--------------|--------------|--------------|-------------------|--------------------|-----------------|------------------------------|--------------|
| | | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | | 窒素 (mg/l) |
| 〃 | 〃 | 七 | 通常最大 | 通常最大 | 通常最大 | 通常最大 | 八四四 |
| 〃 | 〃 | 八、六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 一一 | 一二 | 一一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 一六 | 一七 | 一六 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二二二 |
| 〃 | 〃 | 二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 三〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二二二 |
| 〃 | 〃 | 一二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 一五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 一・四 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 二二二 |
| 〃 | 〃 | 二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |

山口県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 医療機関の名称及び所在地

| | | | |
|------------|-----------------|----------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
| 変 更 | 後 | 変 更 | 前 |
| ペリカン維新公園薬局 | 山口市維新公園五丁目一番三六号 | ビオス薬局吉敷店 | 山口市維新公園五丁目一番三六号 |

二 変更年月日

令和六年四月一日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人社団生和会
周南市湯野四二七八の一
訪問看護ステーション等の名称及び所在地

名称 変更 後

訪問看護ステーション元氣村 周南市湯野四二七八の一

名称 変更 前

訪問看護ステーション元氣村 周南市湯野向山一〇九の二二

三 変更年月日

令和六年四月一日

(二一八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山陽小野田市市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

下関市、宇部市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和四年八月三日から令和六年三月十三日まで

一 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

二 作業の地域

山陽小野田市

三 作業の期間

令和五年十一月七日から令和六年二月二十八日まで

(二一九) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(車載写真レーザ測量)

二 作業の地域

下関市、山口市、下松市、岩国市及び周南市

三 作業の期間

令和五年五月八日から令和六年二月二十九日まで

(二二〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量及び写真地図作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和五年六月二十八日から令和六年三月十一日まで

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市一の宮住吉一丁目、王司本町六丁目、武久町一丁目、長府紺屋町、彦島追町五丁目、安岡町七丁目、山の田南町、大字田倉、豊北町大字阿川及び豊北町大字神田

三 作業の期間

令和五年八月四日から令和六年三月二十一日まで

(二二二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和五年七月十三日から令和六年三月十五日まで

(二二三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

岩国市及び周南市

三 作業の期間

令和五年九月二十一日から令和六年二月二十八日まで

(一三三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量及び航空レーザ測深)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び熊毛郡田布施町

三 作業の期間

令和五年十月二十六日から令和六年三月二十二日まで

(一二四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

下関市王喜宇津井三丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、松屋本町四丁目及び松屋本町五丁目

三 作業の期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十五日まで

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許証作成システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年五月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士ファイルイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目六番

三〇号

六 契約金額

五百二十八万円

七 入札公告日

令和六年四月九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方法

総合評価



令和六年七月二日印刷
令和六年七月二日発行

発行人所

山口県知事
山口県知事